

令和5年度

神戸市密集市街地建物除却事業

地域限定

灘北西部

兵庫北部

長田南部

東垂水

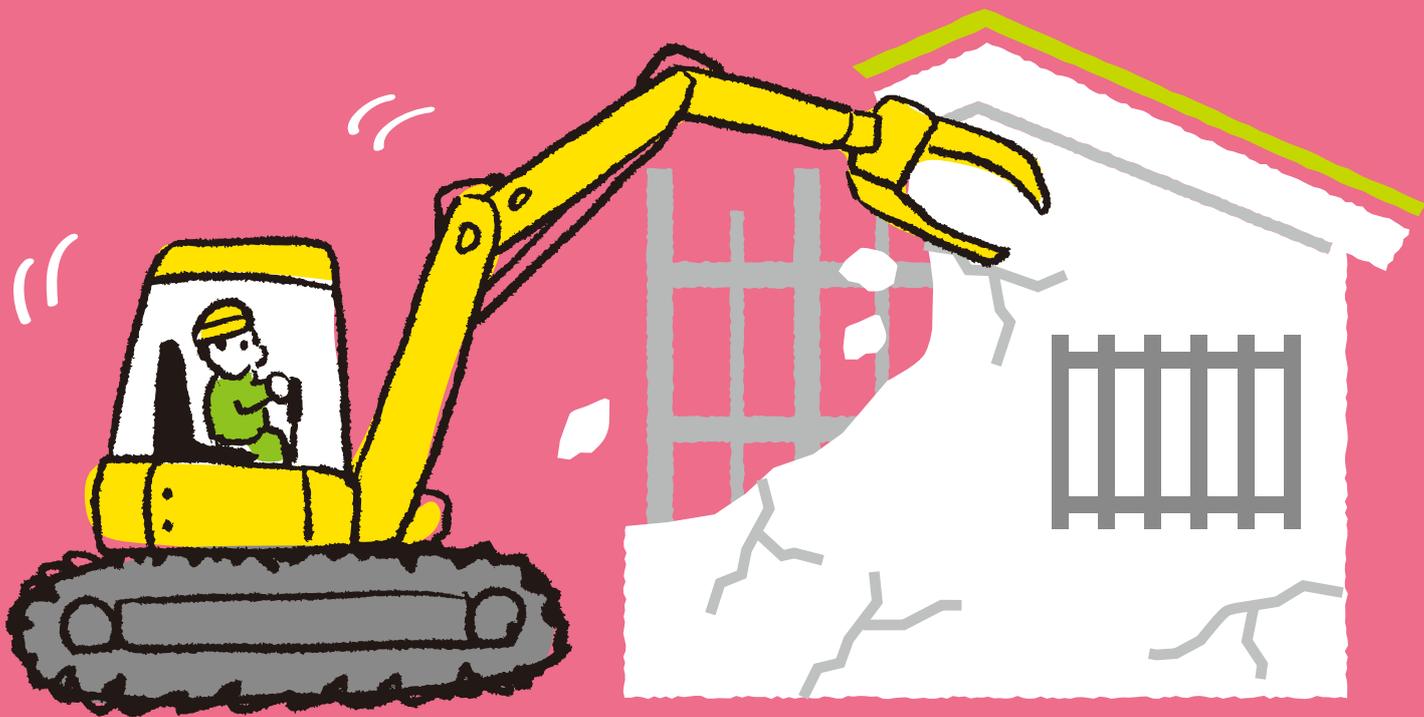
密集市街地で古い建物を解体するのに

戸建て
最大

128万円

の補助があります。

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、老朽化した建物の解体に対する補助を実施しています。



申請を希望される場合やご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。



神戸市すまいるの総合窓口

すまいるネット

TEL: 078-647-9933

FAX: 078-647-9912

受付時間: 10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

〒653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにつか5番館2階

すまいるネット神戸

検索

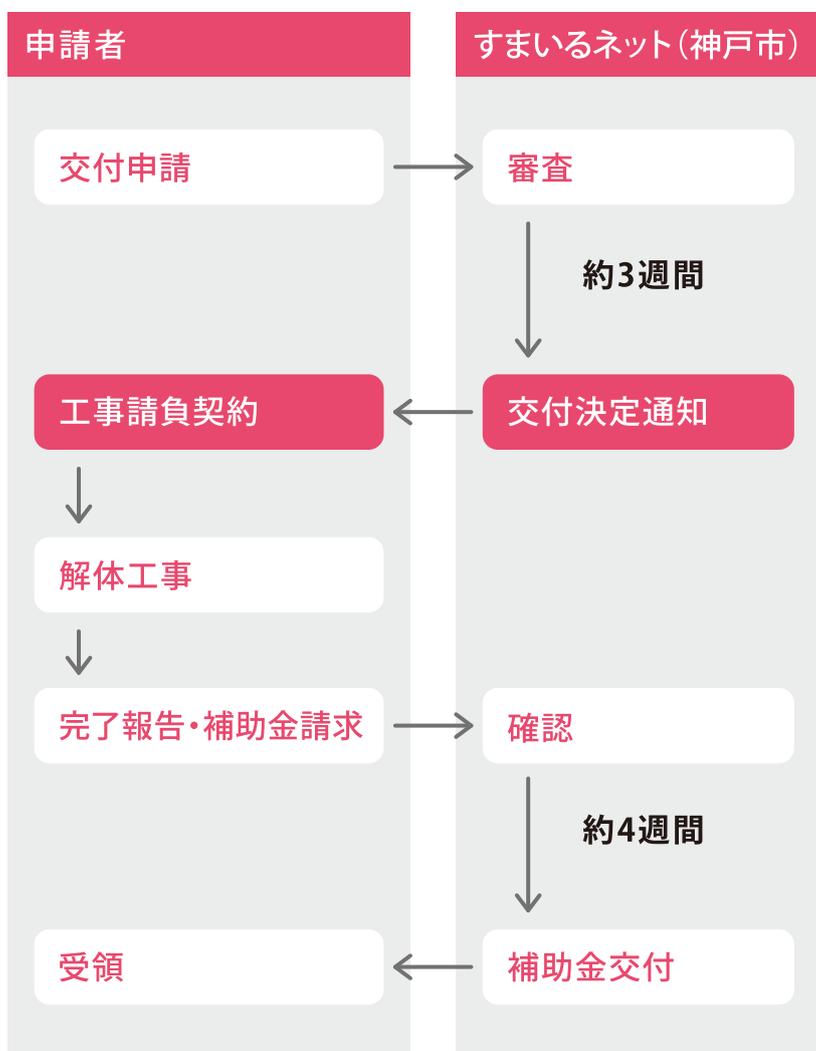
すまいるネット
ホームページ



神戸市密集市街地建物除却事業

対象者	対象建物の所有者 ※法人の申請も可能です。
補助額	解体費用の2/3 戸建形式:上限128万円 集合形式:上限256万円 ※その他神戸市が規定する上限あり
申請期間	令和5年2月20日(月)～令和5年12月28日(木) ※予算が無くなり次第終了します。 ※2月20日～4月2日の期間は、工事の契約・着工ができません。4月3日以降の交付決定後に行なってください。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体予定の建物は、対象区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物であること。 ● 解体後に建築する場合は、準耐火建築物等以上の耐火性をもつ建築物とすること。 ● 解体後の完了実績報告を令和6年3月30日まで提出すること。など

申請の基本的な流れ



※2月20日～4月2日の申請に対する交付決定は4月3日以降になります。

※工事請負契約は交付決定通知後に行うこと。

※書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。

※長屋の部分解体への補助については一定の条件等ありますのでご相談ください。

対象区域

灘北西部地区

- 赤坂通1～5丁目
- 上野通2～6丁目
- 国玉通1丁目の一部、2～4丁目
- 倉石通1丁目
- 五毛通2丁目
- 水道筋2丁目、3丁目の各一部
- 中原通1丁目
- 畑原通1～3丁目、5丁目
- 福住通1～3丁目
- 薬師通2～3丁目

兵庫北部地区

- 石井町1～6丁目
- 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
- 熊野町2～5丁目
- 大同町1～5丁目
- 都由乃町1～2丁目
- 水室町1丁目の一部、2丁目
- 鶴越町
- 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
- 湊山町
- 雪御所町
- 神田町
- 山王町1～2丁目
- 千鳥町1～2丁目
- 下三条町の一部
- 矢部町
- 夢野町3～4丁目

長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目
- 久保町3～4丁目、7～10丁目
- 駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目
- 庄田町2～4丁目
- 二葉町2～4丁目、8～10丁目

東垂水地区

- 泉ヶ丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目
- 城が山4丁目の一部、5丁目
- 東垂水2丁目
- 山手2～6丁目、7丁目の一部